

徳島県規則第三十三号

徳島県物品購入審査委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県物品購入審査委員会規則の一部を改正する規則

徳島県物品購入審査委員会規則（昭和四十年徳島県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三百万円」を「六百万円」に、「六百万円」を「千二百万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部改正）

2 徳島県用度・給与集中管理特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中「三百万円」を「六百万円」に、「六百万円」を「千二百万円」に改める。

（徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定による改正後の徳島県用度・給与集中管理特別会計規則別表の規定は、令和七年度の予算から適用し、令和六年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。